

育成就労会員会費規程

（目的）

第1条 この規程は育成就労会員が負担する会費の一般社団法人工業製品製造技能人材機構（以下「本法人」という。）への支払いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（会費の額）

第2条 育成就労会員の会費の額は次のとおりとする。

- (1) 育成就労会員が負担する会費の種別及び額は、別表の通りとする。
- (2) 本法人の事業年度の途中に入会した育成就労会員の会費は、入会時期にかかわらず、当該事業年度分として全額を一律に徴収するものとする。

（会費の請求と支払いの期日）

第3条 年会費の請求と支払いの期日は、次のとおりとする。

- (1) 入会手続きにおいて、育成就労会員は本法人から育成就労会員に送付される会費請求書または請求額が記録された電磁的記録に基づき会費を支払うものとする。なお、翌月末までに支払いがない場合は、入会手続きは取り消すものとする。ただし、翌月末が銀行休業日の場合は、その直前の営業日までに支払うものとする。
- (2) 年度更新において、育成就労会員は翌事業年度分の会費を本法人から請求された所定の金額を2月27日までに支払うものとする。ただし、2月27日が銀行休業日の場合は、その直前の営業日までに支払うものとする。

（支払いの方法）

第4条 本法人の請求に対する育成就労会員の支払いは本法人が指定した口座振替によるものとし、他の支払いの方法によることはできないものとする。ただし、入会初年度については口座への振込とすることができる。その際の口座への振込手数料は育成就労会員の負担とする。

（遅延損害金）

第5条 育成就労会員が本法人に対する支払いを期日までに口座振替が出来ない場合の遅延損害金については、支払期日の翌日から実際に支払いがあった日までの日数に応じ、次の計算式にて算出する。

$$\text{遅延損害金} = \text{遅延額} \times \text{遅延損害率（年6％）} \times \text{遅延日数} / 365 \text{日}$$

（返金）

第6条 育成就労会員が本法人の会員でなくなった場合等、理由の如何を問わず、一度納付した育成就労会費についての払い戻しは行わないものとする。

（育成就労外国人の負担禁止）

第7条 本法人の育成就労会員は、いかなる理由があっても、育成就労会費について、直接的又は間接的を問わず、育成就労外国人に負担させてはならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、令和8年6月18日から適用する。

別 表

	金額
年会費	6,000円

※1月～3月に入会する者は、上記の入会初年度分の年会費とあわせて翌年度分の年会費を合算して支払うものとする。

以上

附 則

令和8年度における育成就労会員会費の金額について

育成就労制度は令和9年4月1日施行予定であるため、一般社団法人工業製品製造技能人材機構の令和8年度中の育成就労会員の入会は、育成就労会員入退会規程に定める「育成就労会員」の事前入会として取り扱う。

この育成就労会員（事前入会）の「令和8年度分」の年会費は、本規程別表によらず、免除とする。